**大阪府食の安全安心推進協議会について**

参考資料１

・設置年月日　 平成19年４月１日

・設置目的　 食の安全安心の確保についての重要事項を調査審議するため

・要綱　 大阪府食の安全安心推進協議会規則

・担任事務　 大阪府食の安全安心推進条例第８条第2項(\*)に規定する事項その他

食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務

・委員の構成　 計2０名：府民（６名）、有識者（５名）、事業者（９名）

・委員任期　 ２年

・会議の公開　 公開する

**○協議会委員の皆様からのご意見をお願いします**

**・「大阪府食の安全安心推進計画」の策定について**

事務局が示す計画案についてそれぞれの立場から率直なご意見をお願いします。

**・「大阪府食の安全安心推進計画」の進捗状況について**

本計画は毎年度報告します。計画どおりに進んでいない取組み等について、その後の取組みにつながるさまざまなご意見をお願いします。

**・「大阪府食の安全安心推進計画」の計画変更について**

本計画は５か年計画としていますが、見直しの必要が生じた時には、事務局が示す変更案についてご意見をお願いします。

**・大阪府が実施している食に関する取組みについて**

各取組みについてご相談させていただきますので、ご意見をお聞かせください。

＊大阪府食の安全安心推進条例第８条

（食の安全安心推進計画の策定）

第八条　知事は、次に掲げる事項を定めた食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「食の安全安心推進計画」という。）を策定するものとする。

一総合的かつ長期的に講ずべき食の安全安心の確保に関する施策の大綱

二前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、食の安全安心推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府食の安全安心推進協議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

3　知事は、食の安全安心推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前二項の規定は、食の安全安心推進計画の変更について準用する。

**○大阪府食の安全安心推進協議会の経緯**

平成19年7月　　　　　 平成20年9月

情報発信検討部会　　　→ 情報発信評価検証部会

事業者あり方検討部会

平成２４年１１月

大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会

（平成13年～14年）

・ＢＳＥの発生　・偽装表示　・無登録農薬の使用

・中国産冷凍ほうれん草の残留農薬基準違反

等々、食の安全に対する信頼を裏切る事件が続発

平成24年11月

「**大阪府食品健康被害防止審議会」設置**

平成25年3月

**「大阪府食の安全安心推進計画」の策定**

平成25年度～平成29年度の5ヵ年計画

平成20年3月

**「大阪府食の安全安心推進計画」の策定**

平成20年度～平成24年度の5ヵ年計画

平成19年7月

「**大阪府食の安全推進対策専門委員会」設置**

平成19年4月

「**大阪府食の安全安心推進協議会」設置**

消費者委員会

食育に関する委員会

食品衛生監視指導計画検討委員会

食品関連事業者委員会

食の安全・安心推進条例（仮称）検討委員会

平成15年5月　食品安全基本法施行

平成15年5月

**「食の安全・安心大阪府民会議」設立**

大阪府食の安全安心の推進に関わる基本方針－５つの約束－

平成14年11月

**「大阪府食の安全安心推進委員会」設置**

大阪府庁内の部局横断的な組織

平成19年4月　大阪府食の安全安心推進条例施行

※第19条は平成19年11月施行

第20条・21条は平成20年4月施行